

令和 7 年度 第 2 回男女共同参画審議会概要

日時

令和 7 年 1 月 12 月 15 日（月） 14 時 00 分～ 16 時 00 分

場所

流山市役所第 1 庁舎 3 階 庁議室

出席者

（委員）大塚委員、冲永委員、北野委員、安井委員、シールズ委員、
加藤委員、飯野委員、大久保委員、佐藤委員、中島委員

（市）

若林総合政策部長、伊藤総合政策部次長（企画政策課長）

（事務局）

佐藤男女共同参画室長、根本会計年度任用職員

傍聴者

1 名

議題

（1）第 1 回男女共同参画審議会の振り返り

（2）流山市第 5 次男女共同参画プラン令和 8 年度事業予定について

（3）その他

資料

次 第

資料 1 第 1 回男女共同参画審議会で頂いた御意見に対する回答

資料 2 流山市第 5 次男女共同参画プラン事業評価シート

令和 8 年度事業予定

議事録（概要）

（伊藤総合政策部次長）

令和7年度第2回男女共同参画審議会を開会する。

開会にあたり、総合政策部長の若林よりご挨拶申し上げる。

（若林総合政策部長）

本日はご多忙の中、大塚会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、ご出席いただき、感謝申し上げる。

本日は、前回の審議会の振り返りの後、第5次男女共同参画プランの令和8年度事業予定について説明する。

委員の皆様の中には、既に男女共同参画室主催の講座にご参加いただいている方もおられるが、引き続きご興味があればぜひご参加いただきたい。本日もよろしくお願い申し上げる。

（伊藤総合政策部次長）

議事に先立ち、本日の会議は、委員12名中10名の委員が出席のため、「流山市附属機関に関する条例」第5項の規定により、会議が成立していることを報告する。

また、当審議会は「審議会等の会議の公開に関する指針」により、公開とする。

«資料確認»

（伊藤総合政策部次長）

それでは、議事進行については、流山市附属機関に関する条例第3条に基づき、大塚会長にお願いしたい。

（大塚会長）

皆様、本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。久しぶりなので前回の振り返りから入るが、前回の審議会では、令和7年度からスタートしたオレンジ色の冊子「第5次男女共同参画プラン」の説明及び令和7年3月に計画期間が終了した「第4次男女共同参画プラン」の「令和6年度事業評価報告」及び「5年間の総括」に

ついて説明を受け、皆様からご意見をいただいた。

本日は、今年度からスタートしている「第5次男女共同参画プラン
令和8年度事業予定」について、ご意見をいただきたい。

それぞれの立場での様々なご意見をお待ちしている。本日も活発なご
意見をお願いしたい。

それでは、議題（1）第1回男女共同参画審議会の振り返りについて
事務局から説明をお願いする。

（事務局）

«資料1 第1回男女共同参画審議会で頂いた御意見に対する回答に
ついて説明»

（大塚会長）

今の説明についてご質問等はあるか。

（佐藤委員）

質問No1について確認だが、インターネット回答の追加とは、アンケートは紙の用紙を無作為抽出し3,000人に配布、インターネットは別の窓口なのか。それともその3,000人にURLが書いてある紙のアンケートを郵送して二次元コード等自分でアクセスをお願いするという同一個人に対して2択の状態なのかどちらか。

（事務局）

同一の方に対して2択の状態で、紙のアンケートに二次元コードが
付いている形になっている。

（佐藤委員）

それだと人数は変わらないので、同一個人内に対し追跡フォローアップ調査しているという形になるので広くではなく、むしろ同一個人に対し答えていないなら答えてくださいと、深く掘っているだけで、人数を広げたということにはならないのではないか。ただ、個人が答える選択肢を増やしたというのはとても良いと思う。

(事務局)

担当課の方では、回答率が今のところ40%台なので、まずそこを上げるために、人数を増やすよりは選択肢を増やすことを行っていくため、人数を増やすということは現状行わない。

(佐藤委員)

ただ調査手法は普通別々にやるのが一般的で、アンケートで3,000人にランダマイズに郵送する。インターネットでも3,000人にランダマイズでURLを送ると、かぶらない対象者に対して実施するのが一般的な調査方法ではあるが、今回はそうではなく、同一対象者では、その明記はした方が良く、結果を出す時にその集計の所にそれがインターネットの回答か紙の回答かは次回の調査の時に、本当にインターネットが功を奏したかどうかを確認しないと分からぬのではないか。

今回集計に、インターネットの回答というのはどこにも書いていなかったので、返ってきた答えの属性がインターネット回答なのか、郵送の回答なのかは公開資料にないとしても、とりあえず手元でまとめてもらいたい。それが功を奏したかどうかの検証は必要ではないか。

(事務局)

担当課に確認して回答する。

(大塚会長)

今のアンケートについてはたった今終わったところだと思うので、整理の仕方はまた次回伺いたい。では、他に質問等がなければ次の議題に移りたい。議題(2)「流山市第5次男女共同参画プラン令和8年度事業予定について」事務局より説明をお願いしたい。

(事務局)

«資料2 第5次男女共同参画プランの事業評価シートについて説明»

(大塚会長)

ただいまの説明に質問や意見はあるか。

(大久保委員)

1ページの方から気になった所がいくつかあったので、意見をさせていただく。

基本目標2－3の市男性職員の育児休業取得率の目標値が令和11年度で85%になっているが、11年の目標値なので、なぜ100%にしないのか、というのがとても気になった。

もし取れないとか、上役にいてなかなか取りづらい環境だからなかなか取れない人もいるとかということを考えているとしたら、そういう仕組を改善するようにして、目標値なのだから、100%にした方がよいのではないかと思う。

行政の方も人材不足だという話を聞くが、やはり育休が取れないような所に、民間も行政も来ないと思う。ここは是非100%にしていただきたいと思う。

基本目標2－5自治会に関してだが、やはり11年度の目標として、自治会長の女性割合が10%、まだあと数年あるのに10%はいくらなんでも低いのではないか。67%という加入率も、賃貸等があるとなかなか難しいかと思うが、初めから目標値が低ければ実際はもっと低くなると思うので、もう少し上でもいいのではないか。

基本目標3－8乳がん検診と子宮癌検診の受診率に関しては、28%と18.4%と、なんか先程後ろの方ではもう少しがん検診の数値が高かったと思うので、もう少しここもアップするような努力を考えてもいいのではないか。

最後の消防団の女性加入率5%について、とても大変だとは思うが、せめて目標値はもう少し高くしてもいいのではないか。

(大塚会長)

令和11年と目標値に関しては、各担当課での目標設定もあるかと思うが、事務局の方で回答いただける所はあるか。

(事務局)

目標値は、基本的には国の目標値を参考にしており、国の目標値に市としても到達していない部分については、国の目標値を設定している。

がん検診受信率については、受診率の出し方が、例えば国民健康保険であったりという形で違うようなので、担当課の方でも何を基準にすればいいのかと結構悩まれた部分になり、国や県等に報告する数値が1番分かりやすく、そこが指標になるのではないかということで、この数値を出している。しかし、この目標値が国として設定しているのかというところまでわからぬので、確認をしておきたい。

がん検診受診率については、基準が難しいようなので、確認はするが、明確な回答というのは難しいのかもしれないということを御承知おきいただきたい。

消防団と育児休業取得率と自治会長については、国の目標値に合わせて設定している。

(大久保委員)

国の目標値に合わせたということだが、これは流山市の男女共同参画プランなので、個人的にはせめて育休は100%にしていただきたい。これは別に国の目標をここに書かなくてはいけないわけではないので、そういう本気を見たいと思う。

あとがん検診については、確かに先程のと合わないし、自分自身も検診等を受ける時に別のものを受けている場合はやらなくて良い等、ややこしいと思う。

だとしたら、そういう注意書きを書いた方が良いのではないか。そうでないと、このパーセンテージは低すぎるので、どういう状況なのか書くなど、下の方に※印などでなぜ低いのかを注意書きした方が良いのではないか。

そうでないと、とてもここは印象が悪いというか、女性はこれを見たら自分も受けなくていいと思ってしまう方がいたとしてもおかしくないのではないか。

(大塚会長)

このがん検診の所は、確認も合わせて備考に何か書けるのかどうかもご検討いただければよいのではないか。

他にご質問やご意見はあるか。

(佐藤委員)

指標番号2は企画政策課が担当課だと書かれているので、確認しておきたい。「学校教育の場で男女が平等に扱われていると思う市民の割合」が令和11年になっても80パーセントで良いということは、20%の市民は学校教育の場で男女が平等に扱われていなくても仕方ないだろうということだろうという未来予測になるが。

(大塚会長)

この辺りはアンケートにかかわっていかがか。

(事務局)

「学校教育の場で男女が平等に扱われていると思う市民の割合」は、第4次プランでも指標になっており、こちらの目標値が70%だったが、令和2年度から令和6年度までずっと70%台で推移し、第4次プランの目標値としては達成しているが、横ばいでであることから80%という数値を設定している。そのため、20%は届かなくて良いということではなく、ずっと70%台で推移をしているので、そこを80%に持っていきたいという意味から目標を設定している。

(佐藤委員)

それは国の目標数値か。

(事務局)

これは国の目標数値ではない。

(佐藤委員)

そうだとすると、ここが結構重要で、70%台で推移しているのは、

実はそこに本質的に仕組的に20%をどうしても超えられない壁があるとしたら、やはりその解決に乗り出すかどうかで、学校教育の人権の問題はすごく重要なのに、そこに変化がないということに問題意識を据え置かないと、80%で良いだろうというのは多分70%の推移を見越している可能性があり、そうするとずっとその20%位のうまくいかない課題というのは残り続ける可能性があるので、別に20%が良いとか良くないではなく、本来現実は変動しないといけないのに推移、並行になっていて変動しないという所におそらく問題の本質があって、そこに切り込むかどうか。

そうだとすると80%というのは、現状維持で令和11年まで行つたらいいだろう、というのは、教育の所では少し厳しいかと。そして基本的には、これは企画政策課ではないかもしれないが、文科省の方針としては、やはり常に100%を目指すような指針を出しているので、もし他の所を国の参考値を示すのであれば、教育こそ、文科省がしっかり出しているものがあるので、やはりここは100%を目指すぐらいの気持ちで企画していかないと、大久保委員の言うようにどうしても設定がひき腰だと、その出口戦略としてすごく実践のプランが弱くなってしまうので、実際は令和11年がどうなるかわからないが、「私たち、学校教育の場で100%を目指します」というもって行き方の方が私たち市民も嬉しい。

(大塚会長)

目標値の設定の仕方を高い所でというのは良くわかる。

一方で目標値なので、達成できるようにという意図もあるだろうし、あとはこの80%というのが先程の「ながれやままちづくり達成度アンケート」で出しているものなので、今教育を受けている子ども達に聞いていないというのもやらないといけないところなのではないか。

なので、先程言った通り18歳以上の3,000名の方に聞いているので、今の教育が生きているかのようなものはわからないところもあるのではないか。

(シールズ委員)

確認したいが、目標値には予算の制限もあるのではないか。例えば100%にするためには予算も、要素も必要だと思うが、そうではないのか。もし85%、90%、100%に達成したいとなればやはり予算の問題もあるのではないか確認したい。

(飯野委員)

目標設定の仕方は、多分政策決定上2つのやり方があると思う。

1つは100%という完全を目指して頑張っていこう、と理念的な意味を含めてやる場合と、あとは現在作っているプランが5年ごとので、5年間で80%、とりあえずというのが良いかどうかわからぬが目指しましょうという決め方と2つある。

その代わり80%と決めた以上は、先程大久保委員やシールズ委員がおっしゃった様にやれない所を潰していくて80%を目指すということを着実にやっていく必要がある。

100%とすると大体それは無理だろうと思う人もいるので、それとどちらがいいかというのは政策上決める必要がある。

だから80%と決めても良いが、80%と決める以上はずっと70%で、上手くいかなかったから今度は80%にした、という風に政策上判断をしたのであれば、今度は80%を超えるようなことを考える必要があるだろう。で、その時におそらく予算措置も考えてシールズ委員がおっしゃる様に予算措置も考えてやるべきだと思う。

(大塚会長)

目標の設定の仕方も今色々出てきたが、おそらく目標を超えるために100%に向けてなのか、80%に向けてなのか、その活動内容を、こんなことがもっとできるのではないかとか、今こういうことを実際にやってるとか、そういうことも含めてこの中で話ができればいいかなと思う。

他に意見等のある委員はいるか。

(佐藤委員)

今のに関連してだが、おそらく80%にしても100%にしても、

目標を設定する時に、何がでけて何ができないのか、結局できないあるいは到達しないものが何なのかということを明確にしない限りずっと70%推移だと思う。

それを例えれば研修会1回やったから潰せるのか、あるいは回数増やせば潰せるのかというところで、何をやってきたから何%なのかという検証がしっかりなされない限りは、結局80%も100%も、何をしないのか、何をするのか、その中身で本来はパーセンテージを重ねていくので、自ずと計算したらこのパーセントですというのが、おそらく1番説得力の高い決め方なのだろうが、多分それができないので空中戦になってしまってはいけない。

そのパーセンテージの根拠が基本的にはあまりなく、それが「今まで70何%の推移だったので」と言うが、その70何%がどういう構成で成り立っているかというのは基本的にはあまり今までのデータで明らかにされていないので、何をやって70で、何をやらなかつたから残り30を取りこぼしてるので、その全体像が把握できていない以上、これが例えば90%と言われてもその有意の違いというのが見えにくいと思う。

だから、基本的にはやはり何を出口にするのかというのは少なくともしっかりと決めれば、おそらく大久保委員が言っていることの一端になるのは。

今まで集計した時に、割合に達成できたというA評価が非常に多い。そしてそれは達成できるのなら、そういう数値を設定したことにしてどれくらい意味があるのかという話は今まで出てきていると思う。

それならば、達成できそうな数値を設定するのではなく、やはり本当は現実にどういうプログラム展開をしたらどれくらい課題が解決できるということに根差しての目標値になると思うので、そこは何の課題にどう対処したかという課題と対処がセットになっていないから、どうしても目標値が空中戦になってしまっているのではないかと思うがどうか。

(中島委員)

そもそも論になるが、先程18歳以上で、という話だった。という

ことはもう学校からは離れているわけで、そういう人達が「学校教育の場でこうなっていると思いますか。」と言われても「わからない。学校の現場を見ていない。」となる。多分私も分からない。今、学校はどうなっているか、そういうのがあって、70%に何となくなってしまったのではないかという気がする。

だから本来は、18歳以上的一般市民ではなく、学校の現場にいる校長を始め、教職員が、「うちの学校ではこうやっているから男女平等である」との集計の方が余程信憑性があると思う。だからこれは3,000人対象というアンケートによるのではなく、現実の実際に携っている人達に立脚したアンケートにしていかないと正確なところは分からぬのではないか。

この、今までずっと70%台を辿ってきましたよというのは、よくわからないがまあそうなのだろう、という様なとても曖昧な判断で70%になっていたのではないかと思ってしまう。

だからこれは少しおかしいのではないか。実際に本当に子供に関わっている、学校教育に携っているというのがないと判断できないのではないかと思うが、アンケートからこれは外して対象を変えるというはどうなのか。

(大塚会長)

今、基本目標1-2の所で議論しているが、特に子どものことなので、子どもを主役にしながらというご意見だと思う。委員の中から何か関連した意見はあるか。

(沖永副会長)

話を聞いていて、2点確認したいことがあります、先程中島委員が言っていた母集団で、その対象を誰にするのかというのを、私も実は少し思った。これは基本的属性と言うが、おそらく一般市民18歳以上になると、中には教職員の人も混じっているという感じではあるが、職種を聞いているのか。18歳以上何歳までなどはないのか。

2点目は、80%や、67や18.4等色々な数字、割合があるが、これは量的に出てくるというか、数字の上での評価ということか。何

割というものの根拠はなにか。

(大塚会長)

おそらくまちづくり達成度アンケートのところで言えば、「平等に扱われていると思いますか？」という質問をして、それが選択肢になっているので、その「平等に扱われていると思う」という割合を出しているものだと思う。

属性については、何か質問があってそこから分かることがあるのか。事務局からいかがか。

(事務局)

属性については、各項目ごとに、例えば男女別、年齢別、職業別という属性で見ることはできるが、それをこの職業の人で何歳の人が回答しているというところまでは出ていない。また、家族構成等も見出来てはいるが、その属性をつなげて、ではこの割合はどうなんだろうというところまでは出ていない。

(沖永副会長)

回答が出て、それがもっとこういう職種の人であるとかわかるということか。

(事務局)

例えば、農業・自営業・会社員・パートアルバイト・学生等の属性では見ることができる。

(沖永副会長)

教育に携っている人かどうかまでは分からぬということで承知した。

(事務局)

色々とご意見いただいているところだが、この第5次プランの指標一覧の目標値については、第5次プランで定めている目標なので、こ

れ 자체をいじることができない。その取り組みの中でどのように数値を上げていくかということをご議論いただきたい。

(大塚会長)

今までいただいた意見は議事録にも残り次に向けては生かされると思うが、2ページ目以降の所でもう少しご意見いただきたい。

例えば今議論いただいた基本目標1－2に関する辺りは、2ページの表下部の方に色々な取組が載っているので、こういうところでいかがか。もう少しこういう取組をやっているのではないかななど、そのようなところをご意見いただければと思う。

(大久保委員)

今議論になった所とは少し離れるかもしれないが、2ページ(2)事業番号7番、令和8年度の取組内容で、令和7年度の方は市内小学校3年生に向けた人権教室を2校開催と、とても細かな設定があったが、令和8年度は書いていない。

市内小学校での人権および市内中学校での、とは、それが全校全学年になったのか、そこの確認をしたい。例えば、2校開催だったら他の学校の子は受けていない。しかも小学校3年生だったら、この時に6年生だった子はもう受けられないまま卒業してしまうというおかしな状態になっている。

人権教育はとても大切だと思うので、予算の問題もあるとは思うが、全学年にしていただきたい。実際にどういうことを考えているのかというのを確認したい。

(事務局)

まず、今回の令和8年度の取組内容は、令和7年10月に照会をかけているため、どうしても未確定の部分が多い。一方、令和7年度の取組内容については、第5次男女共同参加プランができた今年の3月末に策定と合わせて各課に照会しているので、令和7年度の方が具体的な取組内容が書かれている。

(シールズ委員)

人権教室については、実際に行っている立場なので説明する。

市制度について間違っていたら教えて欲しいが、人口によって人権擁護委員が設定されており、予算も決まっている。もちろん我々人権擁護委員としては、限られた予算なので、どこで使えば良いのかということについて考え、毎年2、3カ所で行っている。

予算の制限を超えた部分については、皆個人的に学校から呼ばれている。例えば、この学校で教育してくださいとか、講演してくださいということで、多分1年では5校、10校行っている。ただし、基本的に我々人権擁護委員のグループとしてやろうとすると、例えばリスクペクトアザーズ等色々あるが、学校に呼ばれていると、学校が決めるため、ここは対象外になる。

(中島委員)

人権というだけでなく、私はその上の6番の「思春期保健」という言い方も何かと思っている。はっきりと「性教育」と言った方よいのではないか。そして、全部の学校でやれるように予算を取ってほしいと思う。予算がないからできないではなく、必要なことはやる、予算はもらう、と。そういう形でいかないともう進まないと思う。

先程の人権と絡めてやはり性教育の方も全部の学校でやっていかないと、これからの中には回らないと思う。

今それこそ国会に向けて歯止め規定をなくして欲しいという運動がなされているように、そこがないと自分の命というものはどこから来て、自分の命をどのように輝かせていくのかというところに繋がらないので、性教育を通して育んでいく心というのはやはりどの学校でもやってほしい。

今の7番「人権教育を全校で」というだけではなく、6番の性教育も是非全学校でということをお願いしたい。

そしてこの「思春期保健」という言葉やめませんか。もうはっきり言ってしまった方がいいのではないかと思うが、そういう予算はどうなのか。

(大久保委員)

私は現役のPTAの方々ともまだ親交があるので、中島委員も言っていたように、今年は全中学校で性教育を行い、来年は小学校の方でも助産師さんが、避妊とかそういうことを含めて踏み込んだ結構具体的な話をしているという話は聞いた。ただ、私もそこまでしているのなら「思春期保健」という言い方は何だろうと思った。

(大塚会長)

既に取り組まれていることが、ここに書かれていないということもあると思う。

(飯野委員)

先程のシールズ委員の発言を伺つてふと思ったが、おそらく人権教育は対面、リアルの方がいいと思う。しかし今ウェブを使った教育も多くやっているので、シールズ委員に行っていただく学校が、仮に3校であるなら残りの流山の小中学校を3等分してウェブでつないでやる。また翌年は行って、対面でやる小中学校を順々に変えていくということでも良いのではないかと思った。

毎年2校、5校というのはやはり同時期というか、同一年度に全員一斉に実施するということであれば、直感的には小学校4年生位やはり10歳位の子どもがいいかなと思う。この年齢の時期に、友達をいじめてはいけない、友達を蹴飛ばしてはいけないということを教えていただくことは重要だと思うし、そういう年齢設定を考えてやっていただくと有益かと思う。

あと2点目は、最後の事業番号8番だが、これは従来から申し上げていることだが、教育現場の先生方と職員の方、いわゆる教職員の方に研修していただくことはとても重要と思っている。その研修の中身がとても重要で、その研修はおそらく2種類あるかと思う。

1つは「人の命は大事です。人をいじめてはいけません。」という、教職員の方なのでそんなことは分かり切っているかもしれないが、そういう風な理念的な目標的な内容の研修をやっていただくことと、もう1つは、では実際に子供がそういう状況、そういう状態になったら

どの様に手を出してたら良いか、どうしたらその子を救ってあげられるのかということを研修の中で教えていっていただくことは重要だと思う。

まさに教育現場とよく先生方はおっしゃるが、その現場でどういう風に対応していくかということが重要だと思うので、そこを2回やるのか1つの研修会をパート1、パート2にするか、やり方は1番やりやすく、お金もかからずに、皆さんのが一番参加しやすい方法でやっていただくことで良いと思うが、少なくとも教職現場に属している方全員に受けさせていただく。いわゆる道徳などの担当の教職員だけでなく、全部の方を対象にやっていただく。でないと、生徒児童に毎日会う人に、そういうことを理解して、具体的にやっていただくのが必要だと思っているので是非ご検討いただきよろしくお願ひしたい。

(大塚会長)

今のご意見で、例えば学校教育の方でこういう研修会はすでに本当はやっているなど、そういう事例があつたりするのか。

(北野委員)

学校によって様々だと思うが、通常夏季休業中に色々な形で人権であつたり、いじめであつたり、もう少し大きなくくりの生徒指導や、コーチング等色々な意味合いで研修をやっているが、どのぐらいのレベルなのかというのは、もしかしたら様々かもしぬないので、今言わされた様に市をあげて全員が難しくても先程言ったようにオフラインとオンラインで分けて等であればかなりの確率で教職員が受けることも可能なかなと思う。ただし、これは私の一存では難しいとは思うが、高める必要性はあるかと思っている。

(佐藤委員)

教職員の研修の中にやはり法律の問題は入れて欲しい。私は学んだ公平・平等のトレーニングというのは職員の方たちもすごく受けている。でもいじめが入ってくると、被害・加害になるので、喧嘩両成敗ではなくなる。

このフレームワークはこの瞬間から切り替わるのだが、どうもそこ
のトレーニングがされていないので、いじめが起きても、両方から事
情を聞こうとする。そういうのは通常ない。被害者は裁判でもあれだ
け守られるのに、二人とも平気で呼び出すというようなフレームワー
クというのは、どうしてもやはり、教職員も研修の中ではっきり、そ
れが起きたらそこからは違うフェーズである、違うゾーンであるとい
う様なはっきり認識が捉える方法が変わってくるというのは入れてい
かないといけない。

男女平等とか人権という時に、1つ注意しないといけないのは、そ
うではない例外事象があること。例外事象に対してはすごく弱いので、
平時は良い。平時は男女平等だし、色んな人いるよね、で良いが、緊
急事態になった時その枠組みは適用できないという所の訓練が圧倒的
に足りないと思っている。そこが教職員の方々の中身に入れていただ
けると子ども達は過ごしやすいのではないか。

(大塚会長)

教職員の研修の中身に関しても何か要望するようなことは可能な
のか。

(事務局)

この審議会でそういう意見が出たということを、教育委員会の方に
伝えることは可能だと思う。

先程の予算の関係だが、各担当課で持っている予算に対して、性教
育や人権教育を全校にというのは難しいがそういう意見があったとい
うことはお伝えできると思う。

(大久保委員)

すみません、私は性教育を全校にして欲しいと言ったのではない。
そこは違うと中島委員もわかったと思うので、もう既に決まっている
ことだと思うので、審議会からそういう要望があるというのは特にお
伝えしなくて良いのではないかと、そこだけ修正させていただきたい。

(中島委員)

基本目標1の(1)の2の所だが、ここに「男女共同参画への意識啓発、性の多様性への」と、2つ並んでいるが、これは切り離した方が絶対にいいと思う。というのは性の多様性というのは、言ってみればこの頃明らかになってきた課題。昔はこういうことは言われなかった。

「男女共同」ということは、それこそ虎に翼のドラマではないが、女は無能力者だとされた時代から、ずっと女性差別が続いてきて、女性のパワーで色々な権利を勝ち取ってきたという歴史の中で、でもまだまだだというところで、「男女共同参画」ということをうたわれているわけだから、これと「性の多様性」というのと同じフレーズに入れるのではなく、特に「性の多様性」についてはその下の(2)で、「多様性を認め」ということを言っているので、こちらにその文言を移して(2)の方では「学校等」というのと「教職員」というのしかないのが、「市民に対して」という項目を起こせばこれで済むので、(1)の2の所は男女共同参画へ意識啓発という所を重点的にぜひ具現化していってもらいたいと思う。

それからその次の3の「多文化共生」というのも、本当は今日本人ファーストと言って排外主義というのがはびこり始めているので、これも現代の大きな課題なので、それも合わせて(2)の多様性の中に入れたら良いのではないかと思うが、こういう事業内容の文言というのは国で規定されているのか。

そうでないならやはり現状に則して、流山市版というものを作つてもいいのではないかと思うが、いかがか。

(大塚会長)

この枠組みについては、第5次プランを作成する前の段階で既に決めたものがここに反映されているので、今中島委員にいただいた意見は、5年後になってしまふが、第6次で生かすような形になるかと思う。

その時代の状況にも合わせて、文言を変更していくとか、枠組みを変更していくというのは、次のところでぜひ生かしたいと思う。

今のところは、この枠組みでなっているが、大きな基本的施策で人権尊重という所があって、そこに紐づいて位置づけているということで、ご理解いただきたい

他のページについても意見や質問はあるか。

(大久保委員)

基本目標2の事業番号18商工振興課のハラスメント防止に対する啓発のことに関して、パンフレットの配架やホームページ掲載等を通じて情報提供、と書いてあったがこれでは弱いと思う。

パンフレットの配架をした所、配架とは置いてある所だと思うので、それを手に取らないとだめなので、ホームページに掲載したとしても、どこのホームページかわからないし、自分から積極的に見にいかなければ得られない情報なので、やはりここをもう一步踏み込んだ、何か全員に配布するくらいのことをしても良いのではないか。それもまた予算の話になってしまふかもしれないが、これはもう少し工夫していただけるといいのではないか。

あと、次の4ページの29番だと、「自治会等に対し男女共同参画意識の啓発を行います」という所で令和8年度の所に「自治会活動の負担軽減や活動を改善」と書いてあって、もちろんそれは大切なことであるが、そもそも女性が参画していかない理由の1つは、負担軽減でも活動改善でもなく、環境改善だと思う。

だからこういうのをコミュニティ課の方にも意識していただきたい、女性が積極的に補助ではなく、メインとして自治会に関われるような環境を作る様な啓発もしていただきたい。それが最終的には女性の自治会長の誕生などにもつながっていくと思う。令和8年度なのでこれからそこら辺もお願いしたいと思う。

(大塚会長)

2点いただいたが、最初の方の商工振興課の方は、もし良ければ安井委員の方から何か課題に感じていることや、もうちょっと今こういうことをやろうと思っている等あればご意見を伺いたい。

(安井委員)

私は女性部の方にいるが、正直言って、商工会の方も、高齢化しているのが事実である。そんな中で私は、色々な所に携わっている関係もあるので、やはりもう少し女性会の中でも向上できるものをやっていかないと、お茶飲みや雑談で終わってしまう様な、そういう流れは良くないと思っている。だから、今だいぶ若い人も入ってきたので、皆さん仕事を持っているから忙しいとは思うが、せっかくの集まつた場では、私はこのような参加して報告をさせていただきながら、やはり何か女性会でこういうものに関しては、やはり学校教育は教育者の方だけということではなく、地域の中の1つとして取り組んでいかないといけないだろうなという風に今実感している。

また改めて、その辺も機会があれば、私の方から報告させていただいて、女性、商工会議所としても無関心ではない、男女共同参画も含めて、人権も含めてもっと真意なものでないといけないと思う。自治会にしても、私も携わっているが、そこまで到達する人、意識がある人というのはそういない。

そこをやはり、学校・地域・それから商業関係が流山市とタッグを組める環境づくりというのが、必要なのではないかなと感じている。

(大久保委員)

雑談から色々なことが回るというのを私も感じているので、ぜひその雑談の時にパンフレットを配るなど、それをまたご自身のパートナーの方や職場の方に持って行っていただける様にしてもらえると、この8年度の取組内容よりもっともっと積極的にたくさんの方が手に取る可能性が出てくるのではないかと思う。

それを安井委員だけに委ねるのは大変だと思うので、そういうのを商工振興課さんに伝えていただけるといいのではないか。

(大塚会長)

そうですね、案外紙のものというのは手に取って、目に触れると意識されると思う。

(安井委員)

インターネットとかホームページとか見るような方だけだったらもっとスムーズにいくのだが、1つの企画をするのもインターネット環境にない人たちもいる。もう少しその辺も考えて、親身なビラを配る等、商工会議所としてもたくさんの委員会があるので、そこに携わっている人たちの意見というものはやはり発信できる場にして行かないといけないと思っている。

(佐藤委員)

付け足しだけだが、多分両方必要で、リーフレットやパンフレットを作ったら必ずP D Fにしてホームページにアップロードしておくべきだと思っている。紙がよい人には紙を提供する。

また、「ひとつでもリーフレットをインターネット上に掲載しておけば十分ではないか」という考え方もあるかと思う。しかし、実際にはそうとも限らないように思う。何か課題が生じた際にあちこち確認する必要が出てくる可能性があるため、ひとつのリーフレットで事足りることはなく、作成したものはすべてW E B上に掲載しておくほうが望ましいのではないか。

おそらく将来的には願わくば令和11年までには、A Iがジェネレイティブして、この学校で困っている時にはその関連リーフレットが、流山市役所を調べたら、テーラーメイドできるというくらいのおそらく、インターネットに落としておくというのはその利便性があって、今すぐには無理でもとにかくインターネットにあげる作業は通常であるというところまでは少なくとももっておくというのは、ここ来年再来年は徹底するのはいかがかと思う。作ったら作りっぱなしではなく、そこに行かないと受け取れないというのも限定があるので、必ず作ったものは全て流山市のホームページに載っているというのは最低限必要かと思う。

(大塚会長)

ここでのパンフレットがホームページに載っているのか確認できないが恐らく、情報のまとめ方とかそういうこと、担当課を超えてもっ

と触れやすいようにこの5年間やっていかないといけないという風に思う。色々な所にぜひ働きかけていただくのが良い。

他のご意見ご質問等はあるか。

(飯野委員)

4ページ事業番号32にスクールの参加者数が出ているが、実際にこのスクールの受講生のうち起業した方は何人位いるのか。

(大久保委員)

先程のハラスメントのチラシと同じ様な理由だが、5ページの事業番号34、DV防止のための意識啓発というので、「市民相談室に啓発ポスターを掲示し、周知啓発を図ります」とあるが、市民相談室というのは3階奥にある所だと思うが、そこにポスターが貼ってあってもあまり見る方がいないと思うので、これは市役所の入り口とかもう少し目立つ所に掲示するべき。

DVは、隠れるとか被害者が逃げなくてはいけないという印象をこれを見てとても感じた。そうではなくやはりもっと目立つ所へ、色々な人の目がある所でDV被害者というのは守られなくてはいけないと思うので、隅っここの部屋にこっそり貼るのではなく、是非入り口に大きく貼っていただきたい。

(大塚会長)

今のご意見は、そのまま担当課にお伝えいただきたい。誰が見ても不思議ではない所に貼ってあるのが良いかと思う。

先程の、企業スクールの件は現在調べているので一旦置いておき、他の所でご意見、ご質問はあるか。

(飯野委員)

事業番号35番の「11月の児童虐待防止推進月間に」という所だが、未だに児童虐待の悲惨な事件がよくマスコミで発表されているので、DV防止も大事だがやはり児童虐待は同じかそれ以上大事だと思う。そして、児童虐待を最初に察知できるのは、学校の先生だと思う。

例えば学校の先生が察知した時に、色々な役所の方が出てきて、よくテレビで謝罪会見をされるが、謝らなくてもいいようにと言うより、悲惨な事故を防ぐという取組をしていただく方が重要だと思うので、学校の教職員が察知した時に誰がどう繋いでいってどうしたらそれを防げるか、おそらく他の市町村の前例もあると思うので、そういうスキームをちゃんと確立していただく、流山市流になるのかもしれないが確立をしていただきて、それを令和8年度の取組内容として記載をしていただきたい。

リーフレットを配るのがだめということではない。ただ、リーフレットを配っても、児童虐待をしている人は自分が児童虐待をしているとは思わない。一般的によく言うのはパワハラしている上司が自分がパワハラしているとは思っていないと言われている。おそらく同じ様に児童虐待をしている親御さんはそう思っていないのではないかと思うので、やはりそれを察知したら察知した人が正規のルートでそれ止めるようにするということが重要ではないかと思っているので、これは子ども家庭課の重要な仕事だと思うので是非やっていただきたい。

もう1つは、最後のページの54番、子育てをしながら働く事を考えると、流山はおおたかの森の駅の周りにワンストップサービスを置いて、数十カ所の保育所に子どもを送迎する、しかも1日100円、月額2,000円で済むことをやって本当に画期的な事業だと思うが、それがなかなか全国的には広がらないのなぜか不思議には思う。

毎日預けて、毎日子供を迎えて行く、というのがルーティーンで回っている時は良いが、急なトラブルで帰りが遅くなる、もしくは午後からの急な出張で帰りが遅くなる等の緊急避難的なエマージェンシーカー的なものというのは、なかなか準備できていない。

この様な場合、ファミサポは有効な手法だと思うが、そのような子育て期の子どもを安心して流山で育てられますよ、といった色々なことを流山市は実施しているので、それを周知するということは結構されていると思う。

ただ、周知はしているがなかなかそこに辿り着けない時があり、ワンストップサービスかそれに準ずる形で相談できる窓口というのがす

ごく重要であろうと思う。

それで、ワンストップサービスができれば良いが、おそらくそれが子ども家庭課や保育所を持っている部署の業務など色々な部署の業務について全部そこで相談できるかと言うとなかなかそうはならないだろうし、また、ワンストップサービス窓口を作るというのは予算もかかるので難しいと思う。

そうすると、あることで保育所の相談に行った時に、例えば「熱を出した時にはどうしたらいいか」といった時に、病児保育が使えるとか、病児のためのファミサポもありますよとか、そこまで相談に乗ってくれる組織はすごく重要なと思う。

それが100%でなくても、こういうのがあるので使ってみたらどうか、というアドバイスを担当する職員や係の人に研修をしていただきたいと思うのと、普通そのような相談に行く人は通常サラリーマンなので、ウィークデーに相談に行くのはなかなか難しい。

せっかくおおたかの森市民窓口センターが土曜日開庁しているので、おおたかの森にそのような子育て支援的なワンストップサービスを是非開いて欲しい思う。

確かに出産直後、直前の保健師さんの相談はおおたかの森でやっているのは承知しているが、その子育て期のご両親が本当に困った時、特に通常回っているといいが、残念ながら離婚してしまって、シングルで育てなくてはいけない時は一番問題にぶち当たった時なので、そういう時にも相談できる窓口としては恐らく有用なのではないか。

で、併せてそこの相談を受ける職員なり、相談員等については、幅広く相談を受けることになるので、色々な相談を受けてもらえるような研修をしっかりやってもらいたいと思う。それも併せてお願いしたい。

(事務局)

先程の創業スクールの卒業生だが、令和4年度で言うと13名卒業して、その中で創業した人数は5名である。

それから、今、飯野委員からお話をあった、子どもに関してだが、市の方でも今議会でも提案しているが、組織改編で新たにこども家庭

センターを作つて、健康福祉部の母子保健の方と合体した様な組織を立ち上げる予定なので、そういう中で相談体制の充実も図つていきたいと思う。その辺を、子ども家庭部も名前も変わるので、新しく4月からスタートするのに合わせて進言したい。

(中島委員)

先程、飯野委員から児童のことがあつたが、児童だけではなく幼稚園保育園の園児というのもやはり見えない所で虐待があるかもしれない。お着換えの時に見つけたという様なことがよく報道されていて、それがつながつていったという様なことがあるので、児童だけに限らないで、幼児という所も範囲に入れていただきたいのが1点。

2点目は5ページ1番上に令和7年度取組内容で、「女性を対象として」と女性と限っているが、やはりハラスメントやDVを受けるのは女性だけではなく男性もあるというのを知らないといけないと思う。男性も結構きつくて、参つているという情報もある。

だから女性と限らないで、言うのなら、「～を受けている方」という方が良いと思う。それで育児休暇を取つた男性が職場復帰する時に、男性にも産後うつというのがあるそうだが男性も慣れないことをやって、とても参つてしまつて、自信もなくなつて、自分はこのまま仕事もできなくなるかもしれないということで、職場復帰しても今までの様な力を発揮することができず、それで辞めていかざるを得ない様な状況になつてしまつたという様な例も報道されていた。

私は初めて男性にもあるというのを知つたのでぜひ、市役所の中でも、取る男性がいると思うが、職場復帰する時には、その辺の精神的なカバーという所も念頭において、対処していただきたいというのが2点目です。

3点目は、6ページの所に、私は名称が良くわからないが、「女性相談員」と一番上に書いてあって、4マス目には「女性相談支援員」と書いてあって、これはどういう違いか。違いがあるのか、それとも単なる間違いか。教えてほしい。

(事務局)

3点目の質問について説明させていただく。「女性相談員」と「女性相談支援員」というのは違う。「女性相談支援員」は、困難な問題を抱える女性へ支援に関する法律が施行された時に「女性相談支援員」という名称で、市でも配置するようになると努力義務だが法律に則した名称となっている。

「女性相談員」は、企画政策課の方で行っている「女性の生き方相談」の相談員の名称となる。

(大久保委員)

7番の所で、「困難な問題を抱える女性への支援」は第5次プランを策定する時に私も関わってきたが、法律が2024年4月から施行されて、計画策定については努力義務だったが、この5年の間に必ず自治体の方でももう少し努力義務の上に行くのではないかというので、流山市は入れた方が良いと発言して、プランに入れたと記憶している。

この法律がなぜできたかと言うと、単身女性の貧困などが特にクローズアップされ始め、今まで取りこぼされていたその人達を、なんとか支えていこう、支援していこうということでできた法律だったと私は記憶しているが、この相談窓口のメインになっているのが子ども家庭課かなと思う。

先程も言ったが、私は単身女性が子ども家庭課に行くだろうか。そうすると結局、取り残されていた人がまだ取り残されているし、もっと言えば、これをせっかく入れたのに、流山市はこの法律の意味を大して知らないでとりあえず入れたのかなと思われてしまうのではないかと私は悔しくて残念な思いがした。

そこで既に決まっている子ども家庭課からこれを変えるわけにはいかないのかもしれないが、是非ここの事務局の男女共同参画室も一緒になって、自分たちがけん引して行くくらいの気持ちでここの男女共同参画室にいる人達が先頭でやっていただきたいと思う。そうでなければ、今まで取りこぼされていた人が取りこぼされていたままになってしまうと思う。

連携しているのであれば、本当によく連携していただきたいととても思った。せっかくこれは第5次プランに入れたので、他の自治体から見ても、流山市はこれを入れて、これをしっかりとやっているんだ、この法律を理解して、本当にこれをやっているんだというのを周りにわかってもらえるように、流山市はすごいと思ってもらえるように是非やっていただきたいと思う。

(事務局)

困難な問題を抱える女性への相談窓口は、今は子ども家庭課が担当となっているが、先程お伝えしたように、来年度体制が変わりその中に「こども・女性相談係」という係ができると聞いている。また、男女共同参画室で実施している「女性の生き方相談」が、先ほど大久保委員がおっしゃった単身女性等でも相談が比較的しやすいと思っていたので、この2つの相談窓口とあと「よりそいサポートセンター」という、こちらは女性に限らないが、複合的な問題がある方の相談窓口になっているので、今のところこの3つの窓口が、困難な問題を抱える女性への支援に関して連携していく。

(大塚会長)

本日の議題に関して様々な意見をいただき感謝する。担当課に聞かなければいけない所や要望等を沢山あったかと思うので、事務局は確認をお願いしたい。

次に、議題3について、事務局より説明をお願いしたい。

(事務局)

本日はありがとうございました。いつも活発なご議論ということで、非常にこちらとしても嬉しく思う。

特に皆様同士で議論できるというのは、なかなか審議会にはないかなと思っているので、引き続きよろしくお願いしたい。

今年度は本日で終了となるので、来年度もよろしくお願いしたい。

また、流山市の男女共同参画講座は非常に充実しており、今年度はあと2本ある。令和8年1月31日、2月7日、14日の土曜日の全

3回の連続講座だが、「女性のためのスキルアップ講座」を南流山センターで実施する。

3月8日には「防災に多様性の視点を～誰ひとり取り残さない避難所運営」を北部公民館で予定しているので是非ご興味があれば参加されたい。以上です。本日はどうもありがとうございました。

(大塚会長)

以上で、令和7年度第2回男女共同参画審議会を終了する。皆様、本日はありがとうございました。